（別紙３）

○江戸川区食事支援ボランティア派遣事業実施要綱

平成29年８月１日要綱第82号

改正

令和２年４月１日要綱第70号

令和８年４月１日要綱第93号

江戸川区食事支援ボランティア派遣事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、食の支援が特に必要な家庭に対し、調理等を行うボランティア（以下「食事支援ボランティア」という。）を当該家庭に派遣すること（以下「本事業」という。）により、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第４条第１項に規定する児童をいう。以下同じ。）の健康の増進及び生活の安定を図り、もって児童の健やかな成長を支援することを目的とする。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は江戸川区（以下「区」という。）とする。ただし、適切な運営を確保することができる団体等（以下「事業実施団体」という。）に委託することができるものとする。

（対象者）

第３条　本事業の対象者は、江戸川区内に住所を有し、児童を養育している次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

（１）　母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく母子保健に関する事業若しくは事務の実施、又は江戸川区児童相談所（以下「児童相談所」という。）の相談事業で把握され、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により育児に対する不安、孤立感等を抱える家庭で、江戸川区長（以下「区長」という。）が食の支援を特に必要と判断した家庭

（２）　江戸川区要保護児童対策地域協議会が把握している要保護児童を養育している家庭で、不適切な養育状況にある等、虐待のリスクを抱え、区長が食の支援を特に必要と判断した家庭

（３）　孤食、欠食等、食に関する問題を抱えている児童を養育している家庭で、児童相談所その他関係機関との連携等により、区長が食の支援を特に必要と判断した家庭

（４）　その他区長が食の支援を必要と認める状態にある家庭

一部改正〔令和２年要綱70号・８年93号〕

（事業内容）

第４条　区長は、次に掲げる事務を行う。

（１） 児童相談所その他関係機関からの情報収集

（２） 訪問調査等による養育状況の調査

（３） 食の支援計画の作成

（４） 事業実施団体への食事支援ボランティア派遣の依頼

２　事業実施団体は、次に掲げる事務を行う。

（１） 食事支援ボランティアの名簿管理

（２） 食事支援ボランティアの活動環境の整備

（３） 食事支援ボランティアの派遣

（４） 区への実施報告

３　食事支援ボランティアは、次に掲げる事務を行う。

（１） 事業実施団体から依頼を受けた家庭への訪問

（２） 食材の購入及びその食材を用いた調理

（３） 食事の提供及び後片付け

（４） 事業実施団体への実施報告

一部改正〔令和２年要綱70号〕

（実施回数等）

第５条　本事業の実施回数は、１世帯（生計を一にする生活単位をいう。以下同じ。）当たり年間（４月１日から翌年３月31日までの１年間をいう。）48回を限度とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

２　本事業の実施日は、区と本事業の利用者との協議の上で決定する。ただし、年末年始（12月29日から翌年１月３日までをいう。）を除く。

３　本事業の実施時間は、午前９時から午後10時までの間で、１世帯当たり１回の訪問につき３時間を限度とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用申請）

第６条　本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、江戸川区食事支援ボランティア派遣事業利用申込書兼同意書を提出するものとする。

一部改正〔令和２年要綱70号〕

（利用決定等）

第７条　区長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、食事支援ボランティアを派遣す

ることが適当と認めた場合にあっては食事支援ボランティア派遣事業決定通知書により、不適当と認めた場合にあっては食事支援ボランティア派遣事業不決定通知書により、申請者に通知するものとする。

２　区長は、前項の規定により食事支援ボランティアの派遣の決定を受けた者（以下「支援家庭」という。）の食事支援ボランティア派遣計画を策定するものとする。

（事業実施団体への依頼）

第８条　区長は、前条の規定により食事支援ボランティアの派遣を決定したときは、食事支援ボランティア派遣依頼書により、事業実施団体へ依頼するものとする。

２　前項の依頼書は、食の支援計画とともに食事支援ボランティアを派遣する日の１週間前までに送付するものとする。

（利用の変更等）

第９条　支援家庭は、食事支援ボランティアの派遣の決定後にその内容を変更しようとするときは、食事支援ボランティア派遣事業変更申請書により申請するものとする。ただし、内容の変更が軽微である場合は、この限りでない。

２　第７条の規定は、前項に規定する申請に係る決定をする場合について準用する。この場合において、同条第１項中「食事支援ボランティア派遣事業決定通知書」とあるのは「食事支援ボランティア派遣事業変更決定通知書」と、「食事支援ボランティア派遣事業不決定通知書」とあるのは「食事支援ボランティア派遣事業変更不決定通知書」と読み替えるものとする。

（利用の中止等）

第10条　区長は、支援家庭が食事支援ボランティアに対し、次に掲げる行為を行ったと認めた場合は、利用の一時停止又は中止（以下「利用の中止等」という。）をすることができる。

（１）　暴力、脅迫、詐欺その他犯罪行為又はこれに類似する行為

（２）　政治又は宗教活動を目的とした勧誘等の行為

（３）　営利を目的とした行為

（４）　公序良俗に反する行為

（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に利用の中止等をする必要があると認めた行為

２　区長は、利用の中止等をした場合は、食事支援ボランティア派遣利用（一時停止・中止）通知書により、当該支援家庭に通知するものとする。

一部改正〔令和８年要綱93号〕

（費用の負担）

第11条　本事業に要する費用は、区が負担するものとする。

（取消料）

第12条　支援家庭は、自己の都合により食事支援ボランティアの派遣を取り消す場合にあっては、当該派遣日の前日（この日が第５条第２項に規定する除外日である場合は、その前日）正午までに、児童の急な発熱等、真にやむを得ない場合にあっては、食事支援ボランティアの派遣時間の１時間前までに事業実施団体に、理由を付して連絡をしなければならない。

２　前項に規定する連絡をなさなかった支援家庭は、取消料として1,250円を事業実施団体に直接支払うものとする。

一部改正〔令和８年要綱93号〕

（事業の終了）

第13条　区長は、支援家庭が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の実施を終了する。

（１）　支援家庭から食事支援ボランティアの派遣の終了を求める食事支援ボランティア派遣事業終了申請書による申請を受けたとき。

（２）　第３条に規定する対象者でなくなったとき。

２　区長は、前項の規定により本事業を終了したときは、食事支援ボランティア派遣事業終了通知書により支援家庭に通知するものとする。

（報告等）

第14条　事業実施団体は、食事支援ボランティアを派遣した日ごとに派遣支援報告書を作成し、各月終了後速やかに区へ提出しなければならない。

一部改正〔令和８年要綱93号〕

（事業実施団体の遵守事項）

第15条　事業実施団体は、支援家庭の個人情報に十分に配慮するとともに、本事業を遂行する過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

２　事業実施団体は、事故等が発生したときは、速やかに区に届け出なければならない。

３　区長は、前項の届出を受けたときは、苦情、事故等について、速やかに調査を行うものとし、事業実施団体は、その調査に協力する義務を負うものとする。

４　区長は、本事業の適切な運営を図るため、必要があると認めるときは、事業実施団体に対して指導又は助言を行うものとする。この場合において、事業実施団体は、その指導又は助言に従い、

必要な改善を行う義務を負うものとする。

（様式）

第16条　この要綱の施行について必要な様式は、子ども家庭部長が別に定める。

（委任）

第17条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

一部改正〔令和８年要綱93号〕

付　則

この要綱は、平成29年８月１日から施行する。

付　則（令和２年４月１日要綱第70号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和８年４月１日要綱第93号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。